

法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム会則

(通称：PSIM コンソーシアム)

第1条 (名称および所在地)

- 1 本コンソーシアムは、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム
(通称PSIMコンソーシアム、以下コンソーシアムという) と称する。
- 2 コンソーシアムは、事務所を東海国立大学機構名古屋大学大学院法学研究科 (愛知県名古屋市千種区不老町) (以下、「幹事大学」という。) に置き、コンソーシアムの事務を処理するために、幹事大学に事務局を置く。

第2条 (目的)

コンソーシアムは、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度における法実務技能教育の質の向上のために、教材コンテンツを参加大学が共同で開発、蓄積し、その提供 (配信、配布) に係わる問題点について検討するとともに、教育方法論を開発し、実務技能を教育できる人材の育成を図ることを目的とする。

第3条 (活動)

コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる各号の活動を行う。

- (1) 法実務技能教育の質の向上を図る教材コンテンツの作成および共有
- (2) 法実務技能教育に係わる教育者の育成および教育方法論の開発
- (3) その他、コンソーシアムの目的に照らして適当と認められる活動

第4条 (組織)

- 1 コンソーシアムは、幹事大学および第2条の目的に賛同し、入会した大学 (以下参加大学という) をもって組織する。
- 2 新たに参加を希望する大学の入会可否は、第5条第3号に規定する運営委員会にて協議の上決定し、第5条第1号の総会で承認する。
- 3 退会を希望する大学は、運営委員会に退会届を提出し、総会で承認するものとする。

第5条 (運営)

コンソーシアムは、以下の各号に掲げる総会および運営委員会をもって運営する。

- (1) 総会
総会は、コンソーシアムの最高意思決定機関であり、幹事大学および全ての参加大学の代表者1名をもって組織する。
- (2) 運営委員会
運営委員会は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム運営委員会に関する規定第3条に規定する委員をもって構成し、コンソーシアムの運営を行う。

第6条 (代表および副代表)

- 1 コンソーシアムに代表1名及び副代表2名を置き、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム運営委員会に関する規定第2条第2項に規定する手続により決定する。
- 2 代表は、コンソーシアムを総理し、コンソーシアムを代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、あらかじめ運営委員会の定める順序により、副代表がこれに代わる。
- 4 代表および副代表の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第7条 (会議)

- 1 総会は、コンソーシアム代表が招集するものとする。開催は、原則として年1回とするほか、参加大学の要求等、運営委員会が必要があると認めるときは、臨時に招集するものとする。
- 2 運営委員会は、原則として年2回開催するものとし、運営委員会委員長が招集する。

第8条 (議決)

- 1 総会は、コンソーシアム参加大学の過半数の出席により成立する。ただし、本条3項に規定する委任状を提出した参加大学は出席とみなす。
- 2 総会の議事は、出席大学の代表者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、代表の決するところによる。
- 3 参加大学の代表者が総会に出席できない場合には、他の参加大学の代表者1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、総会に出席できない参加大学の代表者または代理人は、代理権を証明する書面をコンソーシアム事務局に事前に提出しなければならない。
- 4 運営委員会の議決については、別途定める。

第9条 (幹事大学の責務)

- 1 幹事大学は、自ら開発した PSIM Web を利用可能とするため、別途定める規定にもとづき、参加大学に対して PSIM Web の利用環境を提供する。
- 2 幹事大学は、PSIM Web に対して必要なセキュリティー対策および暗号化通信機能を装備する。なお、その詳細は、別途定める。
- 3 幹事大学は、PSIM Web に関して継続的な保守を行う。なお、その詳細については、別途定める。

第10条 (参加大学の責務)

- 1 参加大学は、第2条(目的)および第3条(活動)に規定する事項を達成するための諸活動に積極的に参加・協力するものとする。
- 2 参加大学は、自己に所属し、または自己の配下でコンソーシアムに関与する者に対して、本会則及び本会則に付随する諸規定を遵守させる。
- 3 参加大学は、自らの費用と責任で PSIM Web の利用に必要な機材、教材コンテンツおよび、インターネット環境を準備し、その利用にあたっては、別に定める利用規定に従うものとする。

- 4 幹事大学および参加大学は、本会則の期間満了後のコンソーシアムの運営について検討し、またはその遂行に協力することとする。当該検討は、本会則に規定する教材コンテンツの利用および共有を含む幹事大学および参加大学の協力関係についての検討も含むものとする。

第11条 (守秘義務)

- 1 幹事大学および参加大学は、コンソーシアムの活動を通じて知りえた他当事者の秘密である情報（以下「秘密情報」という）を当該当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に公表または、漏洩、またはコンソーシアムの目的以外に使用してはならない。また、幹事大学および参加大学においてコンソーシアムの活動に関わる者についても同様の義務を遵守させるものとする。但し、次に掲げるものはこの限りではない。
 - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 第三者に対する開示について事前に相手方の書面による承諾をえたもの
 - (3) 幹事大学または参加大学が本会則発効時点で既に保有していた情報
 - (4) 本会則にもとづき開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (5) 公知のものまたは他の当事者から得た後、自己の責によらないで公知となったもの
- 2 幹事大学および参加大学は、法令上、行政上および裁判上の手続に関して、または行政官庁から要請をうけた場合、必要最小限度の範囲で秘密情報を開示することができる。但し、幹事大学または参加大学は、かかる要請があった場合直ちに当該秘密情報の権利者および運営委員会にその旨を通知するものとする。

第12条 (著作権)

コンソーシアムの活動に係わり発生する著作権の帰属等については、別途規定する。

第13条 (運営負担)

コンソーシアムの運営負担については、運営委員会にて協議のうえ、参加大学の了承を得た後、総会で決定する。

第14条 (その他の利用者等の認定)

- 1 幹事大学または参加大学に所属しない者で、コンソーシアムへの参画を希望する、または参画する必要がある個人または団体がある場合、運営委員会が当該者の参画の可否を判断し、条件を付して利用者（以下認定利用者という）としての参画を認めることができる。なお、当該決定は、事後に総会で報告し、承認を受けるものとする。
- 2 前項に係わる参画条件および範囲等は、運営委員会の判断による。ただし、いずれの場合においても本会則及び本会則に付随する諸規定に定められた義務を負うほか、参加大学が享受する権利以上の権利を付与することはできないものとする。

第15条 (権利義務の継承・委託)

幹事大学および参加大学は、運営委員会による事前の書面による承諾がない限り、本会則上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡または承継させてはならない。

第16条 (免責条項)

- 1 幹事大学および参加大学は、風水害、地震、落雷等の天変地変、その他自らの合理的管理の範囲を超える不可抗力によって本会則上の義務の履行が遅延し、又は、履行不能となった場合は、その責を負わないものとする。
- 2 幹事大学は、本会則第9条に規定するシステム環境または保守内容によっても回避できないサービスの中止、中断または停止により損害等が発生した場合、その責を負わないものとする。

第17条 (協議事項)

幹事大学及び参加大学は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本会則を履行するものとする。本会則の規定に疑義が生じた場合、または、規定にない事態が生じた場合には、信義誠実の原則に従って協議するものとする。

附則1

- 1 本会則は、平成19年10月1日より施行し、平成24年3月31日をもって終了する。

附則2 (平成23年11月5日発効)

- 1 附則1の後段部分について、平成23年11月5日をもって改め、本会則は平成24年4月1日以降も継続するものとする。

附則3 本会則は令和5年12月2日より施行する。